

消防団員福祉共済制度質疑応答

質疑応答目次

ページ

問1	規約第2条の消防団に準ずる組織を有するものとは？	79
問2	年度途中で年齢が80歳6ヵ月を過ぎた場合は？	79
問3	効力発生の前日において健康なものとは？	79
問4	消防団員が加入時より増えた場合には？	79
問5	保障期間途中で加入者が退職した場合は？	79
問6	加入消防団員が公務により死亡した場合の証明は？	79
問7	弔慰救済金の付加贈与とは？	79
問8	重度障害及び障害見舞金の請求時期はいつ？	80
問9	入院見舞金の請求時期はいつ？	80
問10	請求権の時効はあるの？	80
問11	再請求はできるの？	80
問12	入院日数の限度はあるの？	80
問13	共済金の受取人は誰か？	80
問14	共済金を支払わない場合とは？	81
問15	規約第21条の中で、「受取人が故意に加入者を…」の受取人とは？	81
問16	規約第21条・第22条の中で、「飲酒を原因とする事故…」とは？	81
問17	交通事故での重大な過失とは？	81
問18	医師の発行する各証明書の添付でもよいか？	81
問19	請求書兼領収書（様式8）の事故状況書欄の記載は本人か？	81
問20	行方不明又は失踪の場合の請求時期は？	81
問21	再入院した場合は、入院日数が15日未満でもよいか？	81
問22	同一疾病により二以上の病院に入院した場合は？	82
問23	退職後に障害の症状が固定した場合でも、見舞金の請求はできるか？	82
問24	退職後に各見舞金を請求する場合の証明者は？	82
問25	福祉共済金の給付を受けてから、返戻することはあるか？	82
問26	公務死亡の事案が発生した場合の手続は？	82

消防団員福祉共済制度質疑応答

問1 規約第2条の消防団に準ずる組織を有するものとは？

答 婦人消防隊、自警団、自衛消防団等の組織であり、以前は加入を認めていたが公務上の認定が難しく加入者に不利益が生じるため、現在は継続加入のみ認めている。

問2 年度途中で年齢が80歳6ヵ月を過ぎた場合は？

答 継続（更新）して加入している場合は退職するまで加入できるが、新規加入時に年齢が80歳6ヵ月を過ぎた場合は加入できない。

問3 効力発生の前日において健康なものとは？

答 新規加入日前、3年以内に同一疾病の既往症がある時は支払いできない場合がある。

問4 消防団員が加入時より増えた場合には？

答 消防団員が年度当初の加入人員により増えた場合は、追加加入手続を必ずすること。尚、追加加入は2月、3月はできない。

問5 保障期間途中で加入者が退職した場合は？

答 当該退職者に代わって加入する者がいない場合、退職の日から最初に到来する3月31日まで引き続き保障する。尚、当該退職者に代わって補充加入者があった場合は、退職月日で保障期間が終了する。

問6 加入消防団員が公務により死亡した場合の証明は？

答 公務災害の場合は消防団員及び消防職員にあっては市町村長、他団体の職員にあってはその団体の長の公務（業務）死亡証明書が必要であり、消防団員及び消防職員は各共済基金の公務認定が必要になる。

問7 弔慰救済金の付加贈与とは？

答 加入者が公務により、死亡又は重度障害の状態若しくは障害を受けた場合、福祉共済金の他に福祉対策事業実施規程及び弔慰救済金給与規程に定めるところにより、弔慰金（50万円～1,000万円）、重度障害見舞金（250万円～600万円）障害見舞金（40万円～75万円）が付加贈与される。

問8 重度障害及び障害見舞金の請求時期はいつ？

答 見舞金の請求は、医師の診断により症状が固定したときからできる。尚、請求書（様式8）に医師の証明が必要であるが、先に口頭で症状固定したか確認する。更に症状については当制度の障害等級表に合うような記載が望ましい。

身体障害者手帳が交付されていれば必ず写しを添付する。（切断の場合は、図示欄に手骨等に傷害部位及び状態を図示し、身体障害者手帳の写しは必要ない）

問9 入院見舞金の請求時期はいつ？

答 見舞金の請求は、加入者が退院した時又は入院日数が120日を越えた時とする。

問10 請求権の時効はあるの？

答 支払事由が生じた時から3年間請求がない場合は消滅する。尚、支払事由とは弔慰金は死亡した日、重度障害・障害見舞金は症状が固定した日、入院見舞金は退院日又は入院日数が120日を越えた日を言う。

問11 再請求はできるの？

答 入院見舞金で限度額120日分の支給を受け、再度同一の事故又は疾病で入院した場合、退院日から3年以上経過していれば新たに再請求できる。

問12 入院日数の限度はあるの？

答 同一事故又は疾病を原因とする場合は、120日を限度とする。以て、再請求まで3年間の同一事故又は疾病を原因とした入院日数は加算され、120日で打ち切り支給とする。

問13 共済金の受取人は誰か？

答 遺族援護金は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用する。

- ①配偶者（内縁含む） ②子 ③父母（養父母が先、実父母は後） ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹

- ・離婚して子供がいる場合～受取人順位は子供（未成年含む）であり、子供が複数いる時は代表者を決め、他の子供からの委任状が必要。未成年者の場合は、子供の氏名の後に親権者及び後見人の署名捺印が必要。
- ・離婚して子供がいない場合～受取人順位は父母になる。（どちらでも良い。）
- ・順位の下の子にする場合～原則は上位の者であるが、事情がある場合には上位の者全員の権利放棄又は委任状が必要。

重度障害・障害見舞金・入院見舞金の受取人は本人になる。

問14 共済金を支払わない場合とは？

答 規約第21条・第22条の各号のいずれかに該当するときは支給しない。

問15 規約第21条の中で、「受取人が故意に加入者を…」の受取人とは？

答 問14の答の①～⑥までの者である。

問16 規約第21条・第22条の中で、「飲酒を原因とする事故…」とは？

答 飲酒を原因とする喧嘩等他人に危害を及ぼす行為である。なお、自己転倒等は該当しない。

問17 交通事故での重大な過失とは？

答 本人の過失がある時は、重大な過失（飲酒運転・無免許・暴走行為等の違反を故意に犯すこと）かを調査し、重大な過失でないと判定した場合は、任命権者が「事故状況から本人の重大な過失ではない」と事故状況書に記載し証明すること。

問18 医師の発行する各証明書の添付でもよいか？

答 請求書兼領収書（様式8）に直接証明が原則ですが、本人負担を軽減するために証明欄の記入に代えて、同様事項を記載した医師の証明書を添付してもよい。（但し、写しの場合は任命権者の原本証明を必ずすること。）

問19 請求書兼領収書（様式8）の事故状況書欄の記載は本人か？

答 この欄は規約第23条に該当する事故の場合に記載するが、文章は「5W 1 H」の記載要領で事務担当者が、本人から聴取し具体的に記入すること。

問20 行方不明又は失踪の場合の請求時期は？

答 海難事故等により行方不明の場合は、民法第30条により「宣告」を受けた日、及び国民年金・厚生年金の遺族年金給付決定を受けた日とする。又、失踪も同様とする。

問21 再入院した場合は、入院日数が15日未満でもよいか？

答 骨折等でボルト固定をした場合に、期間において短期入院し除去手術することがあるが、これは同一傷病なので支給する。又、同一疾病で短期期間入退院を繰り返した場合も支給対象になるが、出来るだけまとめて請求するのが望ましい。

問22 同一疾病により二以上の病院に入院した場合は？

答 A病院に入院し、その後B病院に転院した場合の請求は、別々の請求書兼領収書（様式8）に、A病院・B病院の入院証明が必要。又、A病院・B病院の医師が発行する入院証明書がある場合は、1枚の請求書兼領収書（様式8）にA・B病院分併せて添付し請求してもよい。
尚、入院証明書の写しを添付する場合は、任命権者の原本証明が必要。

問23 退職後に障害の症状が固定した場合でも、見舞金の請求はできるか？

答 疾病等で障害が発症したことにより退職し、その後障害の症状が固定した場合は障害見舞金等の請求はできる。

問24 退職後に各見舞金を請求する場合の証明者は？

答 各見舞金を請求する場合、本人が元所属していた消防団又は団体の任命権者の証明が必要であるが、在職中の任命権者が退職等で交代している場合は、現職の者とする。

問25 福祉共済金の給付を受けてから、返戻することはあるか？

答 規約第21条・第22条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は第24条に該当したときは既に支払った共済金の返戻を求める。

問26 災害活動中、消防訓練中等に死亡した場合、又は、それに起因して死亡したと考えられる場合の事務手続きは？

答 福祉共済金・弔慰救済金の請求は、次の手順による。

- ① 災害発生 of 報告を受けた市長村長及び一部事務組合管理者は、都道府県消防協会会長に報告し、都道府県消防協会会長は「死亡報告書（速報）」により、日本消防協会会長に報告する。（速報はFAXで報告し同時に原本を郵送する。）
- ② 被災団員等又はその遺族は、市町村長の公務認定が決定されたら、消防団員福祉共済金支払請求書兼領収書（様式8）及び日本消防協会弔慰救済金給与規程に基づく申請書（様式1号）を都道府県消防協会経由で請求する。
- ③ 日本消防協会は、被災団員等又はその遺族から福祉共済金の請求及び弔慰救済金の申請を受理した場合は、その内容を審査し速やかに給付額及び付加贈与額を決定する。
- ④ 日本消防協会は、給付額及び付加贈与額を都道府県消防協会に決定通知する。

死亡・重度障害事案の請求手続

